

令和6年度 公文書開示状況（令和7年2月決定分）

福祉局

表の見方

<決定区分>について

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」と表記しています。

<（根拠規定）条例7条>について

- ・一部開示、不開示及び存否応答拒否について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」と表記しています。
- ・各号に定める非開示事項は以下のとおりです。

7条1号 法令秘情報

7条2号 個人情報

7条3号 事業活動情報

7条4号 犯罪の予防・捜査等情報

7条5号 審議、検討又は協議に関する情報

7条6号 行政運営情報

7条7号 任意提供情報

7条8号 特定個人情報

7条9号 死者の個人番号

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名及びそれらの特定に結びつく可能性のある情報は、〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の総枚数>について

- ・CD-R等に複写し交付している場合や、文書不存在等により公文書を交付していない場合は、総枚数欄が空欄になります。

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R6.12.30	R7.2.13	補助金等交付手続きに関する規則や手引（福祉局内規）					1											当該公文書を作成又は取得しておらず、存在しないため	福祉局企画部計理課
2	R6.12.30	R7.2.14	・ 指定管理者管理運営業務の手引き ・ 指定管理者管理運営事務の履行確認の手引き					1											当該公文書を作成又は取得しておらず、存在しないため	福祉局企画部企画政策課
3	R7.2.10	R7.2.21	（1）建物賃貸借契約書 （2）庁舎管理協定書 （3）〇〇敷地の管理に関する協定書	11		1					1		1						（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため （7条4号） 公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全の秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	福祉局企画部企画政策課
4	R6.12.17	R7.2.13	令和6年に「社会福祉法人〇〇」が東京都に提出した定款変更認可申請と定款変更届に関する一切の文書。同年に都が〇〇会に交付した定款変更認可書と定款変更届。		1															福祉局指導監査部指導調整課
5	R6.12.17	R7.2.13	令和6年に「社会福祉法人〇〇」が東京都に提出した定款変更認可申請と定款変更届に関する一切の文書。同年に都が〇〇会に交付した定款変更認可書と定款変更届。			1					1	1	1						（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため （7条3号） 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （7条4号） 公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全の秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	福祉局指導監査部指導調整課
6	R6.12.17	R7.2.13	令和6年に「社会福祉法人〇〇」が東京都に提出した定款変更認可申請と定款変更届に関する一切の文書。同年に都が〇〇会に交付した定款変更認可書と定款変更届。					1											都で作成及び取得していないため、存在しない。	福祉局指導監査部指導調整課
7	R7.2.13	R7.2.25	被保護者自立促進事業実施要綱、被保護者自立促進事業補助金交付事務取扱要領、被保護者自立促進事業経費支給要綱	111	1															福祉局生活福祉部保護課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
8	R6. 12. 4	R7. 2. 4	NP0法人〇〇令和5年度事業報告書 若年女性向けシェルター〇〇について下記記載がある。 >入居者は主に10代から20代の女性で、当団体の相談支援やカフェ利用者だけでなく、他の団体からの紹介を受けた利用者も受け入れている。 上記他の団体からの紹介を受けた利用者が、東京都若年被害女性等支援事業の支援対象と認められているか否か示す文書。	4		1					1	1			1				(7 条 2 号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7 条 3 号) 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7 条 6 号) 公にすることにより、若年被害女性等支援事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
9	R6. 12. 10	R7. 2. 7	令和 5 年度及び令和 6 年度 子供食堂推進事業・子育て家庭に対するアウトリーチ型の食事支援事業について、東京都が取得、発行した文書、こども家庭庁へ提出した文書	5878		1					1	1	1		1				(7 条 2 号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7 条 3 号) 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7 条 4 号) 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 (7 条 6 号) 公にすることにより、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉局子供・子育て支援部家庭支援課
10	R6. 12. 27	R7. 2. 10	平成30年度から令和 4 年度までの東京都若年被害女性等支援事業、及び東京都若年被害女性等支援モデル事業に関する以下の文書及びその文書に対する決裁書、承認通知などの文書 ・ 覚書 ・ 申出書 またその覚書や申出書に関連して、精算などが発生している場合はそれらの以下の文書 支払命令書・調定額通知書・納付通知書・収入一覧表、これらに係る決裁書	204		1					1	1	1						(7 条 2 号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7 条 3 号) 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7 条 4 号) 公にすることにより、法人印の偽造、その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
11	R6. 12. 18	R7. 2. 14	令和 3 ・ 4 ・ 5 年度 東京都若年被害女性等支援事業において提出された消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書	16		1					1	1	1						(7 条 2 号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7 条 3 号) 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7 条 4 号) 公にすることにより、法人印の偽造、その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
12	R6. 12. 27	R7. 2. 17	令和３年度東京都若年被害女性等支援事業の委託費2600万の予定価格関係資料の開示請求に関連して、2022年12月19日当時の育成支援課〇〇、〇〇の連名のメールにて「本委託契約については公法上の契約に当たり、契約金額については国の補助要綱に記載されている金額を上限として設定」と回答を頂いていた。しかしながら、実のところ2600万以上の規模であると都が想定していたことを示す一切の文書。					1										当該公文書を作成及び取得していないため、存在しない。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課	
13	R6. 12. 27	R7. 2. 17	令和３年度東京都若年被害女性等支援事業の企画競争にあたり、公募において「公募対象事業において2600万円以上の活動規模を求めている」ことを具体的に摘示している一切の文書。					1										当該公文書を作成及び取得していないため、存在しない。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課	
14	R6. 12. 27	R7. 2. 17	令和３年度東京都若年被害女性等支援事業の企画競争において企画提案及び事業計画書の規模が2600万円以上であることを具体的に評価、摘示している一切の文書。					1										当該公文書を作成及び取得していないため、存在しない。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課	
15	R6. 12. 27	R7. 2. 17	令和３年度、４年度東京都若年被害女性等支援事業において受託団体が提出した事業計画書について、「３事業計画の内容」が「４事業所要額」に見合ったものか東京都が確認を行ったことを示す一切の資料。	74		1						1			1			(７条３号) 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (７条６号) 公にすることにより、若年被害女性等支援事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課	
16	R6. 1. 11	R7. 2. 17	令和３年度、４年度の東京都若年被害女性等支援事業の検査調書に記名・押印の検査員について、契約事務委任規則第40条又は第41条第１項に基づき指定したことを示す一切の文書。また、同調書に記名・押印の立会人に対して東京都検査事務規程第13条に基づき検査員が検査の日時及び場所を通知した文書。					1										当該公文書を作成及び取得していないため、存在しない。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課	
17	R6. 1. 9	R7. 2. 17	令和２年度東京都若年被害女性等支援事業で受託者の〇〇は事業計画書にて中長期シェルターを自主事業とし、その活動報告もなく都の支払い対象外である。令和６年の未償却残高の納入でシェルターの冷蔵庫、エアコンについて都は一部減価償却の支払いを認めている。ついては当該エアコン及び冷蔵庫が中長期シェルターでなく一時シェルターに設置されてたことを都が客観的に確認した一切の文書。					1										当該公文書を作成及び取得していないため、存在しない。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課	
18	R6. 1. 11	R7. 2. 17	東京都若年被害女性等支援事業に関して〇〇がサイトに掲載の〇〇にて以下の車両関連費を記載している ・2020/8/13 車両備品 250,690円 ・2020/8/13 車両備品 113,355円 ・2019/12/27 タイヤ購入代 109,560 円 当該備品が同団体とのR6. 8. 26の覚書の対象に該当しないと都が確認した一切の資料	1		1					1							(７条２号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課	
19	R6. 1. 13	R7. 2. 17	東京都若年被害女性等支援事業に関連する以下の文書 「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第8条第1号に基づく譲与等に関する基準」第１・１・（１）のモデル事業時代を含め支援事業への適用を検討若しくは適用を示す文書					1										当該公文書を作成及び取得していないため、存在しない。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課	
20	R6. 2. 3	R7. 2. 17	令和４年度東京都若年被害女性等支援事業を受託した４団体と令和６年に行った購入備品の覚書に関連して作成された「覚書に基づく申出に関する確認記録」に記載されている令和４年度精算確認時に確認した４団体の「備品リスト等」の一切の文書					1										当該公文書を作成及び取得していないため、存在しない。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課	

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
21	R6. 2. 3	R7. 2. 17	令和 4 年度東京都若年被害女性等支援事業を受託した 4 団体と令和 6 年に行った購入備品の覚書に関連して作成された「覚書に基づく申出に関する確認記録」に記載されている令和 4 年度精算確認時に確認した 4 団体の「備品リスト等」の一切の文書						1										当該公文書を作成及び取得していないため、存在しない。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
22	R6. 2. 5	R7. 2. 19	東京都被害女性等支援事業の備品のR6未償却残高納入に関する以下の文書 ・〇〇の備品即時償却に関して当該財産の同団体への無償譲渡や寄付の記録 ・〇〇の対象備品の現存を都が自ら確認した記録 ・〇〇の知能検査キット等、写真による確認備品の現存確認記録 ・〇〇備品について写真撮影日時が特定・類推できる記録 上記 4 点のどれに該当するかわかる形で情報開示の通知をされたい。	1		1						1	1						(7 条 2 号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7 条 3 号) 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
23	R6. 12. 27	R7. 2. 25	「令和 3 年度若年被害女性等支援事業」に関わる 4 団体(〇〇、〇〇、〇〇、〇〇)に関わる以下の文書及びそれに係る決裁書 ・委託契約書 ・再委託届、再委託申請書、再委託一覧 ・事業計画書 ・実施状況報告書 ・概算払い、清算 ・評価委員会 ・厚生労働省報告 上記の中で、変更・廃案が発生し、後日修正・差し替えた文書があればその元の文書も含む。	669		1						1	1	1		1			(7 条 2 号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7 条 3 号) 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7 条 4 号) 公にすることにより、法人印の偽造、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 (7 条 6 号) 公にすることにより、若年被害女性等支援事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
24	R6. 12. 18	R7. 2. 14	(1) 第 9 期「東京都介護保険審査会」構成員名簿 (2) 3 福保高介第1157号 (3) 3 福保高介第1162号 (4) 3 福保高介第1239号 (5) 3 福保高介第1302号 (6) 3 福保高介第1733号 (7) 3 福保高介第1735号 (8) 4 福保高介第78号 (9) 発令通知書 (10) 4 福保高介第1846号 (11) 4 福保高介第2209号 (12) 4 福保高介第2279号 (13) 5 福保高介第107号 (14) 5 福保高介第150号 (15) 5 福保高介第546号 (16) 5 福保高介第634号 (17) 5 福祉高介第45号 (18) 5 福祉高介第175号 (19) 5 福祉高介第1261号 (20) 5 福祉高介第1659号 (21) 6 福祉高介第50号 (22) 6 福祉高介第278号	417		1						1		1		1			(7 条 2 号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7 条 4 号) 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 (7 条 6 号) 公にすることにより、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉局高齢者施策推進部介護保険課
25	R7. 2. 12	R7. 2. 25	以下事業会社が指定申請した事業所（薬局）の事業所名及び介護事業所番号がわかるリスト 1, 株式会社〇〇 2, 株式会社〇〇	3	1														福祉局高齢者施策推進部介護保険課	

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
26	R7. 2. 18	R7. 2. 27	業務として、相談や手続、報告（手続進行中）を残さないでよいとする加えて、業務としてないことを示しているか明記がないので、行為は行っても業務でないとする規定等が明記されている、「業務とは」を示す行政文書。					1											請求に係る公文書については、作成及び取得しておらず存在しない。	福祉局高齢者施策推進部介護保険課
27	R6. 12. 5	R7. 2. 3	630調査（精神保健福祉資料）の個票すべて（令和元年～令和５年度までの５ヵ年分） ・精神病床を有する医療機関用調査票 提出調査票のすべて ・全病院分 ・入力担当者の所属・氏名を除く	25953	1															福祉局障害者施策推進部精神保健医療課
28	R6. 12. 9	R7. 2. 7	令和５年度精神保健福祉資料（630調査）のうち、精神病床を有する病院ごとの調査票すべて（但し、「入力担当者氏名」および「所属部署」を除く）	5247	1															福祉局障害者施策推進部精神保健医療課
29	R7. 1. 28	R7. 2. 11	足立区の精神科病院に対して、2024年実施した実施調査のうち、調査の経緯及び結果が記載された文書	18		1					1	1		1	1				（７条２号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 （７条３号） 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （７条５号） 都の機関内部における審議、検討又は協議に関する情報であるため、公にすることにより、外部からの干渉、圧力等により、行政の内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。 （７条６号） 公にすることにより、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉局障害者施策推進部精神保健医療課
30	R7. 2. 17	R7. 2. 27	①東京都心身障害者福祉センター本所障害認定課知的障害担当が実際に「知的障害を伴う自閉症スペクトラム障害」と判定した人の割合・件数 ②「知的障害を伴う自閉症スペクトラム障害」と判定された人に対して交付された東京都愛の手帳の割合・件数 ③東京都愛の手帳交付要綱に発達障害特例を設けなかった根拠・理由					1											請求のあった文書については、作成及び取得していないため。	福祉局心身障害者福祉センター障害認定課
31	R7. 2. 17	R7. 2. 27	④障害年金証書の写しで愛の手帳（東京都療育手帳）を交付しない根拠・理由 ⑤愛の手帳（東京都療育手帳）非該当取消訴訟で東京都が敗訴した理由が書かれた書類一式					1											請求のあった文書については、作成していないため。	福祉局心身障害者福祉センター障害認定課
32	R7. 2. 18	R7. 2. 27	東京都精神医療審査会運営要領	17	1															福祉局中部総合精神保健福祉センター事務室